

ご担当者様

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
表題の件につきまして情報提供いたします。

学会ホームページ 厚労省情報

<https://www.ningen-dock.jp/other/mhlw#kannen>

2019年度 厚生労働省 肝炎患者等の重症化予防事業
「職域の肝炎ウイルス検査を受けた者への
初回精密検査費用助成」の開始

厚労省事業として、これまで初回精密検査費用の助成は、
「自治体検査」で陽性となった者が対象でしたが、
2019年度より「職域で実施する」肝炎ウイルス検査(※1)も対象となりました。

陽性と判断された受診者は、
初回精密検査の費用を都道府県に請求(※2)することができます。

※1 例：会社の定期健診(人間ドック)の際に行った肝炎ウイルス検査

※2 償還払いとなります。

(受診者が費用を医療機関にいったん支払い、その後、
本人が申請を行い、市区町村等から費用の払い戻しを受ける)

■日本人間ドック学会への協力依頼

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M421870&c=166079&d=849d>

本助成制度について、学会会員への周知依頼を受けたことから、
今後もメール配信、学会誌、ニュースレター等で情報提供させていただきます。

■会員様におかれましては

受診者、行政窓口より問い合わせが来る場合がありますので
施設内で本助成制度の周知をお願い申し上げます。

(1)受診者ご本人が都道府県に請求を行いますので、
医療機関窓口での検査費用支払い方法に変更はございません。

(2)受診者が都道府県に請求する際、
「肝炎ウイルス検査陽性の結果表（健診の結果表）」に
健保組合や会社名が記載されているか確認されます。
（職域の検査かどうかのチェック）

組合・会社名が記載されていない場合、
医療機関に行政窓口から照会がありますので、ご対応ください。

※照会文書ひな形

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M421871&c=166079&d=849d>

※組合・会社名が未記載の施設においては、
陽性者の結果表に以下の職域検査受検証明書を同封頂くよう
厚労省より推奨（お願い）されております。（任意です）

<https://www.ningen-dock.jp/other/mhlw#kannen>

■助成についてお問合せ先

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室
T E L 03-5253-1111（内 2943）

「肝炎総合対策」ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/hourei.html>

以上

.....

発行：日本人間ドック学会 事務局（担当：森山）

〒102-0075

東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザ 1 階

Tel 03-3265-0079 Fax 03-3265-0083

info@ningen-dock.jp

.....